

平成 29 年 7 月 24 日
資源エネルギー庁

太陽光発電設備に係る定期報告の新システムでの提出について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第 5 条第 1 項第 6 号及び第 7 号において、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告（以下「設置費用報告」という。）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（以下「運転費用報告」という。）を経済産業大臣宛に行うことが、認定基準として義務付けられています。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が改正されたことに伴い、新システムに移行するため、平成 28 年 12 月 22 日(木)から報告の受付を停止しておりましたが、平成 29 年 7 月 24 日(月)より、新システムでの太陽光発電設備に係る報告の受付を開始いたします。報告時期を迎えつつも、旧システムで報告の受付が停止したため、報告がされていない太陽光発電設備については、新システムで報告してください。

なお、太陽光以外の定期報告については、なっとく再生可能エネルギーHP において、別途周知いたします。

新システムでの提出のスキーム

基本的には旧システムと同様に、経済産業省が委託した代行申請機関（一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター(JP-AC)）が、「再生可能エネルギー電子申請 HP（※）」を通じて各発電事業者からの「設置費用報告」及び「運転費用報告」の報告を受け付けます。その後、代行申請機関は、経済産業大臣に対して代行報告を行います。報告内容に問題がなければ、経済産業大臣において受理されます。なお、代行申請機関による形式確認の結果、登録内容に疑義がある場合は、同機関から個別にお問い合わせさせていただく場合があります。

※ <http://www.fit-portal.go.jp/> よりログイン ID 及びパスワードをご入力いただき、個別設備専用のページにログインの上、登録をいただきます。

※ 定期報告については、設置者・登録者とも報告を行うことが可能です。平成 28 年度までに固定価格買取制度の認定を受け、接続契約を締結したみなし認定事業者の方は、移行手続きを完了する前でも報告を行うことが可能ですが、報告内容の中で認定情報の変更がある場合は、移行手続き・変更手続きを行った上で、定期報告を行ってください。

※なお、インターネットでの報告ができない方へのご対応については、後日別途公表いたします。

【太陽光発電設備の定期報告に関するお問い合わせ窓口】

一般社団法人 太陽光発電協会

JPEA 代行申請センター(JP-AC)

〒105-0003

東京都港区西新橋 2 丁目 23 番 1 号 第 3 東洋海事ビル 2 階

TEL 0570-07-8210

FAX 03-3578-8082

報告対象者

| 発電設備の分類 | | 報告形態 | |
|-------------|-------------|--|--|
| | | 設置費用報告 (増設費用報告) | 運転費用報告 |
| 太陽光 発電設備 | 10kW 未満の設備※ | 必要 (増設費用報告 は不要) | 経済産業大臣が求めた 場合は必要 (対象者には、後日別途 ご案内いたします。) |
| | 10kW 以上の設備 | 必要 | 必要 |
| 太陽光以外の発電設備 | | 必要 (後日別途なっとく再生可能エネルギー HP 上に掲載いたします。) | |

※特例太陽光発電設備（設備 ID の頭文字が F）は、設置費用報告、運転費用報告とも不要です。

※10kW 未満であっても増設により 10kW 以上となった場合、増設費用報告は必要となります。

報告時期

旧システムと同様に、以下の時期に報告してください。

①発電設備が運転開始した日から一ヶ月以内に設置費用報告

（増設した場合は、増設した日から一ヶ月以内に増設費用報告）

②発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年 1 回運転費用報告

（報告例）

運転開始年月日が 2014 年 5 月 1 日 の場合

■設置費用報告期日 : 2014 年 6 月 1 日

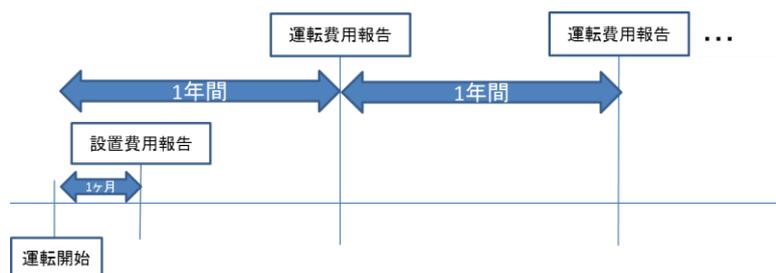
■運転費用報告期間 :

2014 年 5 月（又は 6 月） ～ 2015 年 4 月（又は 5 月）

この間の運転維持費を 2015 年 5 月（又は 6 月）に報告する。

以後、5 月（又は 6 月）を起点に、以後毎年 1 回報告を行う。

※10kW 未満が、10kW 以上に増設を行い、増設費用報告を行った場合でも、運転費用報告の起点は運転開始月かその翌月とする。



参考：関係省令

＜電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則＞

（認定基準）

第五条

第一項 法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

第六号 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供するものであること。

第七号 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること。